

医学生修学資金に係る非課税の扱いを求める意見書

誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、地域医療の確保を初めとした医療体制の一層の推進が必要である。

当市が設立運営する富士宮市立病院は、静岡県東部に位置する富士宮市及び山梨県狭南地域を含む医療圏域15万人における唯一の総合病院であり、急性期医療、高度医療を提供する中核病院としての役割を担っている。

当市でも全国的に深刻な問題となっている医師不足、看護師不足及び医師の大都市への偏在問題等に対応するための施策の一つとして、医師、看護師等を確保することを目的に「修学資金貸与制度」の創設を決定した。

しかしながら、この中で月額25万円の貸与を予定している「医学生修学資金」は、所得税法第9条第1項第15号の非課税項目に当たらないとの判例や税務署の見解があり、返還義務免除の際には「所得税法」の給与所得として課税扱いとされているのが実情である。

地域医療の基幹病院としての使命を全うするためには、医師、看護師等のマンパワーの確保が絶対条件である。

その確保策として実施する医学生修学資金が課税の対象とされることについては、医療現場の大変厳しい現状の中で、地域医療を守るために医師確保に奔走する地方の公立病院の努力を全く顧みない、まことに冷淡な対応であると強い違和感を覚えるものである。

よって、国においては、医学生修学資金の返還義務免除時における貸与金全額の非課税扱いについて、特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長	伊	吹	文	明
参議院議長	平	田	健	二
内閣総理大臣	安	倍	晋	三
総務大臣	新	藤	義	孝 殿
財務大臣	麻	生	太	郎
厚生労働大臣	田	村	憲	久
文部科学大臣	下	村	博	文